

令和4年9月2日
庁舎整備担当部
庁舎管理担当課

議会の委任による専決処分の報告
(自動車損傷事故に係る損害賠償額の決定)

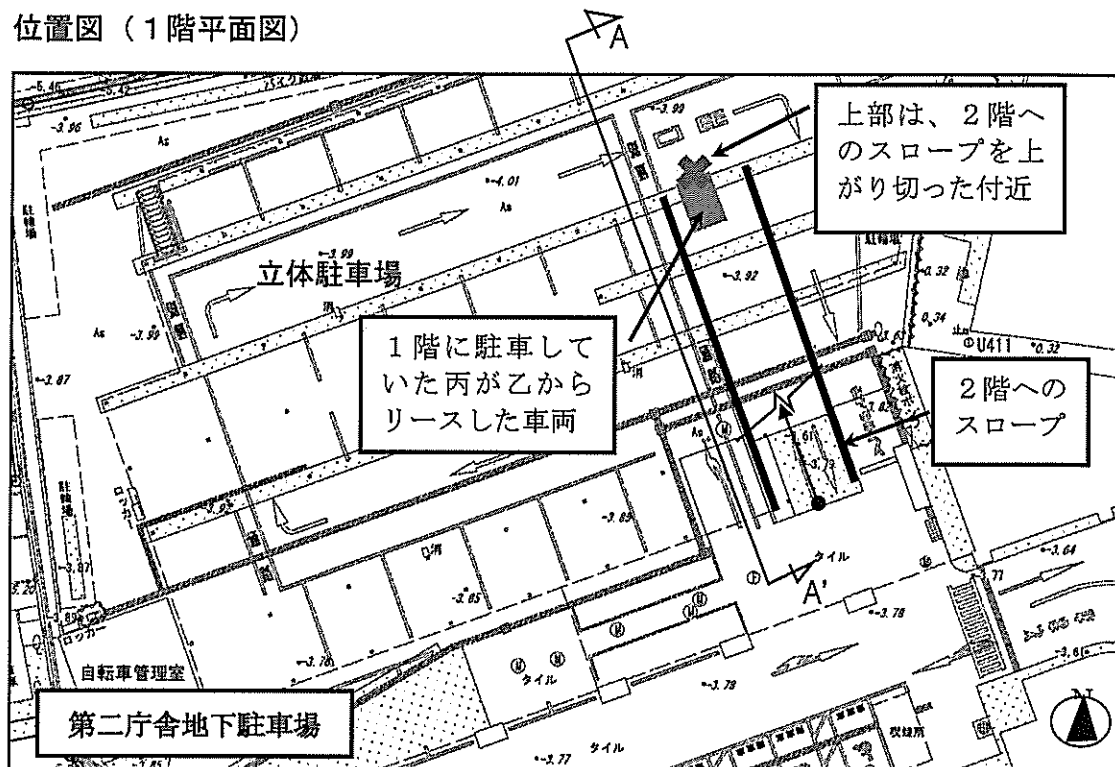
1 事故の概要

- (1) 発生日時 令和4年6月10日(金)午後3時30分頃
(天気:曇り)
- (2) 発生場所 世田谷区役所第二庁舎地下駐車場内
(世田谷区世田谷四丁目22番)
- (3) 相手方 乙([REDACTED])
丙([REDACTED] 在住)
- (4) 事故内容 世田谷区(以下「甲」という)の第二庁舎地下駐車場において、天井部の鉄製部材(2階走路の床面鉄製部材)が落下し、階下に駐車していた車両のボンネットに衝突し損傷した。なお、車両には乗車しているものはいなかった。
当該車両は、丙が乙からリースしたものであり、車両を修繕する期間において、丙が代替車両を賃借する必要が生じた。
- (5) 損傷の程度 甲 人身:なし
物損:なし
乙 人身:なし
物損:車両のボンネット損傷
丙 人身:なし
物損:代替車両の賃借料発生
- (6) 過失割合 甲 10割

- 2 乙及び丙への損害賠償額 乙 141,251円(車両修繕費)
丙 69,840円(代替車両賃借料)

- 3 専決処分日 令和4年8月5日

位置図 (1階平面図)



現場詳細図 (A-A' 断面概念図)

